

大分市産業用地開発支援事業 開発計画募集要項

令和4年10月

大分市

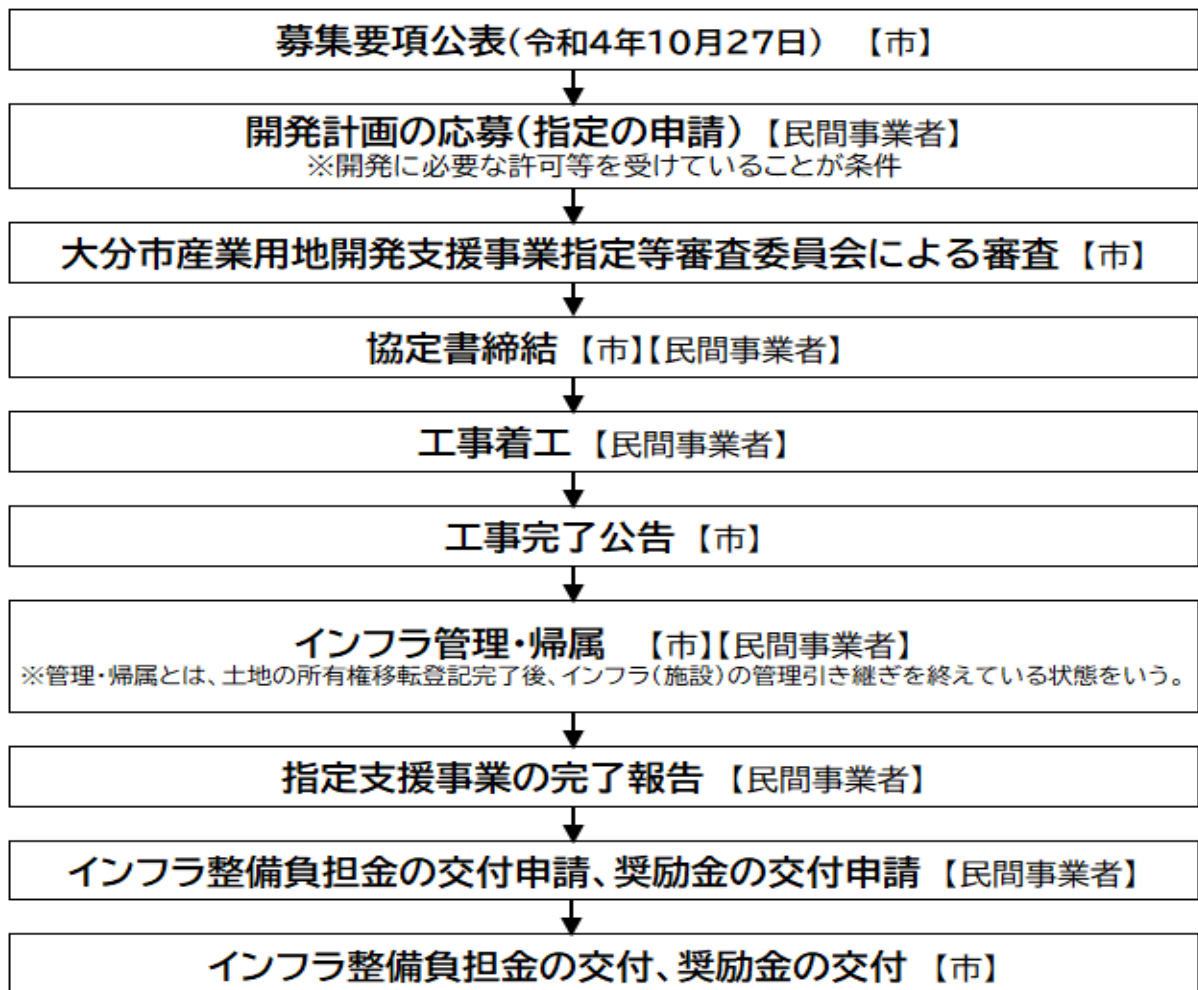
大分市産業用地開発支援事業 開発計画募集要項

1. 事業の目的

本市では「第3次大分市商工業振興計画」に掲げる産業集積の推進を図るため、企業誘致の取組を進めている。こうした中、企業誘致の取組は、税金の増加や雇用の拡大、それに伴う若年層の地域定着や人口減少の抑制など、地域経済を活性化するうえで非常に有効であるものの、受け皿となる市内の産業用地は年々不足しており、その確保や整備は喫緊の課題である。

本事業は、企業立地推進事業の一環として、官民連携により産業用地整備を進めるため、「大分市産業用地開発支援事業に関する要綱(以下、「要綱」という。)」に基づき、豊富な土地開発の実績を有する民間事業者(以下、「事業者」という。)から開発計画の募集を行い、審査を経て、産業用地開発支援事業の指定を受けた事業者に対し支援を行うものである。

2. 事業スキーム



※「奨励金」の交付申請は、固定資産税等の納付を完了した日の属する年度の翌年度から、年度ごとに申請を行う必要があります。

3. 支援内容

産業用地開発支援事業として指定を受けた事業者に対して「(1)インフラ整備負担金」および「(2)奨励金」を交付する。

(1)インフラ整備負担金
<p>【交付対象】 産業用地及びその周辺のインフラ整備(整備後、市に帰属する「道路」「水道施設」「排水施設」)に係る費用</p> <p>【交付額】 「事業者が整備に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い額</p> <p>【上限額】 ・産業用地の面積1ヘクタール当たり2,500万円 ・産業用地1箇所当たり5億円</p>
(2)奨励金
<p>【交付額】 以下の①から②を減じた額(1,000円未満の端数を切り捨てた額) ①インフラの本市への管理引継ぎ及び帰属手続き完了以後、要綱第10条に基づく指定支援事業の完了報告書(以下「事業完了報告書」という。)の提出日の属する年の翌年以降の1月1日を賦課期日として事業者が課税される年度分の固定資産税及び都市計画税(売却に至らなかった分譲地に限る。以下「固定資産税等」という。)の納付額 ②開発区域に属する用地全体の指定に係る申請日時点において課税されていた固定資産税等の1平方メートル当たりの金額に、売却に至らなかった分譲地の面積を乗じて得た額(1円未満の端数を切り捨てた額)</p> <p>【交付対象期間】 事業完了報告書の提出日の属する年の翌年1月1日を賦課期日として課税される年度分の固定資産税等から起算して最長5年度分 ※分譲地が使用貸借、賃貸借その他の使用及び収益を目的とした権利を設定されて利用されるとき(分譲目的でない場合)は、奨励金は交付しない。</p> <p>【交付時期】 固定資産税等の納付が確認できた翌年度から年度ごとに交付</p>

4. 開発計画の応募資格要件(指定申請要件)

- (1) 対象地域 大分市内4箇所のIC(大分、光吉、米良、宮河内)及び大分港大在コンテナターミナルの周辺(概ね1.5km以内)

※市街化調整区域については概ね1km以内とする。

- (2) 開発規模 1箇所あたり、概ね5ha以上 ※募集総面積は50haを目安とする。

(3) 分譲対象業種

- ①「製造業」を営む者のうち専ら物品の製造や加工等を行う施設を設置しようとする者
②「卸売業」「物流業(運送業、倉庫業等)」を営む者のうち物流施設を設置しようとする者

※①または②を対象とすること。なお、関係法令及び「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」を遵守すること。

(4) その他

- ① 国税及び地方税を滞納していないこと
② 開発に必要な許認可等を受けていること
③ 複数社への分譲を予定している開発計画であること
④ 本市が求める報告の他、本市が行う調査等に協力すること
⑤ 本事業の実施にあたり、地元企業(本市内に本社や支社等を置く企業)の活用に努めること
⑥ 民間事業者またはその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
⑦ 公序良俗に反する事業その他支援の対象として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと
⑧ 事前に大分市(創業経営支援課)へ相談を行うこと

5. 応募方法

産業用地開発支援事業による支援を希望する事業者は、開発に必要な許認可等を受けた後、開発工事着工前までに、「大分市産業用地開発支援事業指定申請書(要綱様式第1号)」に以下に掲げる書類を添えて応募するものとする。

(1) 提出書類

- ① 事業者概要書(本社、主要な事業所及び事業内容が記載されたもの)
② 商業・法人登記簿(申請日以前3ヵ月以内に発行された履歴事項全部証明書)
③ 産業用地の造成等の実績報告(過去10年間における産業用地の造成及び企業誘致や分譲等の実績(実施箇所、実施規模、分譲状況及び事業の特徴)が分かるもの)
④ 事業計画書(事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳、開発許可を受けていることが

わかるもの)

- ⑤ インフラ整備計画書(整備場所、工程、工事費内訳及び工事数量が分かるもの、図面)
 - ⑥ 土地利用計画図(産業用地、道路、緑地、排水施設等を明記したもの)
 - ⑦ 開発事業に関する用地の公図及び現況写真並びに土地の登記事項全部証明書
 - ⑧ 固定資産税等の納税通知書その他事業開始前の開発区域に属する用地の地番並びに当該用地の開発事業に着手する前の固定資産税等の額が分かる書類
 - ⑨ 国税及び地方税の納税証明書等(申請日以前3カ月以内に発行されたもの)
 - ⑩ 事業収支計画書(事業の収入および支出に係る資金計画を明らかにした書類)
 - ⑪ 直近3期分の決算書(写)
 - ⑫ 誓約書 ※本市が指定する様式
 - ⑬ その他市長が必要と認める書類
- (2) 募集要項の公表
公表開始:令和4年10月27日(木)
- (3) 提出部数
正本1部及び副本10部
- (4) 応募先(担当部署)
大分市商工労働観光部創業経営支援課(企業立地担当班)
〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
電話 097-537-7014
FAX 097-533-6117
E-mail kisou@city.oita.oita.jp
- (5) 応募方法
上記応募先に「持参」又は「郵送(簡易書留に限る。)」により提出すること。持参の場合は土・日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで受付。

6. 指定

申請書の受理後、大分市産業用地開発支援事業指定等審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の審査を経て、産業用地開発支援事業としての指定の可否を決定する。

7. 指定申請に当たっての留意事項

- (1) 開発に必要な許認可にあたっては、関係法令等との整合性を図る必要があるため、事前に関係機関と協議を行うこと。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定を希望する応募者から提出された書類は返却しない。
なお、提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとする。

- (3) 産業用地開発支援事業の指定を希望する応募者が行う事業計画等の必要書類の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用について、市はこれを負担しない。

8. 協定書の締結

指定事業者は、本市と次に掲げる事項について協議を行い、協定を締結するものとする。

- (1) 産業用地開発支援事業の工程に関する事項
- (2) 要綱の遵守に関する事項
- (3) 開発工事における災害の防止、環境の保全等に関する事項
- (4) 誘致企業に関する事項
- (5) 分譲地の取扱いに関する事項 等

9. 指定の取消

指定事業者が次のいずれかに該当するときは、産業用地開発支援事業の指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき
- (2) 産業用地開発支援事業の指定に係る開発事業と異なる事業を行ったとき
- (3) 応募資格要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、市長が無効あるいは取り消すものと認めた場合

10. 開発工事等

指定事業者は、協定書の締結後速やかに、協定書の内容に基づき開発工事に着工するとともに、法令等に定められた手続きを行うものとする。工事完了後についても各種手続き(インフラに係る管理引継ぎ及び帰属手続き、事業完了報告書の提出等)を行うものとする。

また、事業完了報告書の提出日の属する年度の翌年度の初日から10年を経過するまでの間、当該産業用地についてその用途を変更することはできないものとする。

11. インフラ整備負担金および奨励金の交付

- (1) 指定事業者は、インフラ整備負担金(以下、「負担金」という。)の交付を受けようとするときは、インフラの本市への管理引継ぎ及び帰属の手続の完了以後、以下の書類を添えて申請を行うものとする。

- ① 大分市産業用地開発支援事業インフラ整備負担金交付申請書兼実績報告書(要綱様式第10号)
- ② 施設区分ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる書類
- ③ 施設区分ごとの整備位置図、平面図、求積図等

- ④ 工事現況写真、完成写真、検査済証の写し
 - ⑤ 管理引継ぎ及び帰属の手続が完了したことが分かる書類
 - ⑥ インフラに係る所有権移転登記が完了したことが分かる書類
 - ⑦ 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類(申請日以前3月以内に発行されたもの)
 - ⑧ その他市長が必要と認める書類
- (2) 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、事業完了報告書の提出日の属する年の翌年1月1日を賦課期日として課税される年度分の固定資産税等の納付を完了した日の属する年度の翌年度から、年度ごとに以下の書類を添えて申請を行うものとする。
- ① 大分市産業用地開発支援事業奨励金交付申請書兼実績報告書(要綱様式第7号)
 - ② 奨励金の交付の対象となる固定資産税等の額及び分譲地の地番が確認できる書類
 - ③ 固定資産税等の納税証明書その他申請に係る固定資産税等の納付状況が確認できる書類
 - ④ 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類(申請日以前3月以内に発行されたもの)
 - ⑤ その他、市長が必要と認める書類

12. 負担金および奨励金の取消し等

負担金および奨励金(以下、「負担金等」という。)の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、負担金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、当該取消しの部分について、既に負担金等が交付されているときは、その返還(※加算金及び延滞金を含む。)を求めるものとする。

- (1) 負担金等を他の用途に使用したとき
- (2) 負担金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき
- (4) 偽りその他不正の手段により負担金等の交付を受けたとき